

北九州市地域福祉振興協会
未来を創る 地域共生ひまわり助成事業 応募要項
【スタートアップ課題解決型】【スタートアップ地域貢献・多世代交流型】

1 趣旨・目的

本事業は、市内の地域福祉活動の振興を図るため、新たにボランティア等の活動を行う団体に対し、活動資金を助成するものです。

近年の複雑化・複合化した地域福祉課題の解決に向けて活動を始めようとする団体や、身近な地域を良くしたいという思いから活動を始めるボランティア団体等の立ち上げ、活動及び育成を支援します。

令和5年度の募集について

申請受付期間：令和5年5月8日（月）～令和5年5月31日（水）必着
対象となる活動期間：令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

応募に際しては、「2 助成の対象となる団体」以降の項目をご確認ください。

また、不明な点がある場合は、かならず事前に事務局へ問い合わせのうえ
ご申請いただきますようお願ひいたします。

2 助成の対象となる団体

これから団体を新設する、または設立して1年未満の団体で、原則として3年間は継続して活動を行い、助成終了後も継続して活動を行う見込のある団体。

また、以下の要件を満たすものとします。

①北九州市内において、非営利目的の活動を行う（予定含む）団体であること

※拠点が北九州市内であること

②団体構成員は、3名以上であること（新設の場合も、申請時は3名以上必要）

うち、企画・運営に携わる構成員が3名以上であること

また、団体構成員の半数以上が、本市に在住・在職・在学していること

③団体規約等を定めていること

④事業計画があり、経費管理を適正に行うことができること

また、事業の記録と成果報告が適切にできること

（助成金は、団体の銀行口座または代表者の銀行口座に入金します）

⑤宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと

⑥暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当しないこと

⑦今年度、国・自治体等（外郭団体、その他の団体等）から助成や委託を受けていな

い団体。

※団体新設の場合であっても、過去に、北九州市地域福祉振興協会（ひまわり基金）及び北九州市生きいき長寿推進協会から助成金を受けたことがある団体と同一のものと判断される場合等は、助成を受けることはできません。

3 助成の対象となる事業

北九州市内の地域福祉分野における、多様な課題の解決に資する継続性のある事業や、ボランティア等の公益性のある活動で、下記の【スタートアップ課題解決型】もしくは、【スタートアップ地域貢献・多世代交流型】に該当するもの。

助成 名称	スタートアップ課題解決型
対象 事業	<p>新たな社会課題等を踏まえた「テーマ性」「先駆性」を以て、「課題解決」に向けた具体的な取組みを行い、<u>今後のモデルとなり得る事業</u></p> <p>【例】引きこもり支援のための交流事業、独居高齢者の活動の場づくり、中高齢男性の地域参加を促す取組み、認知症本人とその家族を支える地域づくりの推進等</p>
審査	第一次審査（書面審査）、第二次審査（プレゼンテーション審査）
備考	<ul style="list-style-type: none">第二次審査は、別途日程をお知らせいたします。10月頃に開催する社会福祉ボランティア大学校講座「ボランティアグループ運営研修」への参加が必須（700円／人、詳細は別途案内）

助成 名称	スタートアップ地域貢献・多世代交流型
対象 事業	<p>地域福祉の振興に資する公益性のあるボランティア活動や、様々な世代が地域で交流しながら社会貢献活動等を行う事業</p> <p>【例】地域における高齢者と子どもたちのふれあい交流活動、地域の清掃活動ボランティア、一人暮らし高齢者のゴミ捨てや買い物の支援等</p>
審査	第一次審査（書面審査）

※健康増進のサロン活動、生涯学習（趣味や教養）、親睦や交流を目的とした私的なクラブ活動等は対象なりません。

※対象事業については、相談に応じますので事前に事務局へお問合せください。

4 助成額について

種類	助成期間	金額
課題解決型	3年間	以下①・②の低い方 ①助成限度額（3年間で最大50万円） 1年目20万円 → 2年目16万円 → 3年目14万円 ②対象経費に助成率を乗じて得た額（千円未満切捨て） 1年目100% → 2年目80% → 3年目70%
地域貢献・ 多世代交流型	3年間	以下①・②の低い方 ①助成限度額（3年間で最大15万円） 1年目7万円 → 2年目5万円 → 3年目3万円 ②対象経費に助成率を乗じて得た額（千円未満切捨て） 1年目10／10 → 2年目5／7 → 3年目3／7

5 助成対象経費

別紙『助成対象経費一覧』をご確認ください（4ページから5ページ参照）

6 助成申請等の流れ

別紙『助成申請等の流れについて』をご確認ください（6ページ参照）

7 提出先・問合せ先

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市地域福祉振興協会事務局（北九州市保健福祉局地域福祉推進課内）

担当：（課題解決型）川井、吉武

（地域貢献・多世代交流型）糸長、平田

TEL：093-582-2060 FAX：093-582-2095

e-mail：ho-chiikifukushi@city.kitakyushu.lg.jp

別 紙 助成対象経費一覧

- * 対象事業にかかる支出額から、対象事業にかかる収入額（事業を実施することにより得られる収入）を控除した額が、対象経費となります。
- * 算定する経費項目は以下のとおりです。
また、助成金額に対して、備品費の占める割合は50%以内とします。

□収入の部

①対象経費に係る収入（事業を実施することにより得られる収入）

費 目	説 明
参加費	対象事業によるイベント等の参加料、食費、材料費等 (記載例) イベント参加費@500円×50人
バザー等の収益	対象事業によるイベント等で販売した品物の収入見込を記載
助成事業への寄附	対象事業に対する寄付等
報 酬	団体の会員を講師として派遣する場合等に、派遣先から支払われる報酬の見込み (記載例) ○○講習会講師@2回×5,000円

②自主財源

費 目	説 明
団体の会費	団体の年会費等、団体の運営費用から事業費を補填する予定の場合に記載
使途を限定しない寄付	事業が赤字になるため、団体に使途を限定せず寄付された寄付金や会員のカンパで事業費を補填する場合等に記載

■支出の部

費 目	説 明
報償費	<ul style="list-style-type: none">・講師への謝礼金（品）の費用・手話通訳等への謝礼金の費用 <p>※所得税法、関係法令を遵守すること (必要に応じて、領収書等の発行の有無の確認を行う場合があります) ※団体会員、ボランティアへの支払いは対象外 ※謝礼額は1時間8,000円まで（北九州市講師謝礼基準による）</p>
旅費・交通費	<ul style="list-style-type: none">・講師への旅費、交通費（最も安価になる方法で算出）・団体から研修参加する場合の旅費は、原則として1名分のみ可

保険料	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア保険料（県・市社協負担分は除く） その他保険加入費用がある場合は内容等を詳しく記入
需用費	<p>【消耗品費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業に必要な文具や日用品など <p>【備品購入費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業に必要な備品（調理器具、設備など）の購入 <p>※助成金額に対し、備品の総額は50%以内</p> <p>※単価が5万円を超えるものは、申請時に見積書の提出が必要</p> <p>【印刷製本費】</p> <ul style="list-style-type: none"> チラシ作成、広報宣伝物の印刷費など <p>【修繕料】</p> <ul style="list-style-type: none"> 備品の修繕、部品の取り換えのための費用など <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食材料費は、事業に必要なものに限る お茶、お弁当、おやつ代は対象外 団体から研修参加する場合の<u>資料代</u>は1名分のみ可
役務費・通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 事業に必要な電話、プロバイダ料金などの通信費、郵券、宅配などの運搬費用 <p>※郵券について、前年度からの繰越分がある場合、繰越分を消費したうえで足りない費用</p>
使用料・賃借料	<ul style="list-style-type: none"> 会議室使用料、駐車場代、高速道路代など <p>※会議室使用料については、同規模の公共施設の利用料を助成の限度とする</p>
負担金	<ul style="list-style-type: none"> 事業に必要な研修や講習会等への参加費 <p>※別途資料代が必要な場合、資料代は需用費に計上</p>

【留意点（かならずご確認ください）】

- 対象となる活動期間（4月1日から翌3月31日まで）以外の支出（領収書）は、対象外となるので注意してください。
- 食糧費（お茶代・おやつ代・お弁当代など）については、助成の対象外です。
- 対象経費であるかの判断がつかない場合は、事務局へお問合せください。

別 紙 助成申請等の流れについて

1 助成申請	【提出書類】 ① 助成金交付申請書【様式第1号】 ② 事業実施計画書【様式第1—2号】 ③ 助成申請額明細書【様式第2号】 ④ その他、各事業の様式第1号に記載の添付書類
令和5年5月8日（月）から <u>令和5年5月31日（水）</u> 必着	事務局で提出書類の内容確認等を行います。活動計画と助成金使用用途の整合性などの確認を行い、内容に不足がある場合は、加筆修正等をご連絡します。
2 第一次審査（書面審査） 令和5年6月1日（木）から 令和5年6月30日（金）	課題解決型のみ、プレゼンテーション審査を実施します。 <u>対象となった団体には、別途日程をお知らせいたします。</u>
3 第二次審査 (プレゼンテーション審査) 令和5年7月上旬から中旬頃	審査の結果をうけて、結果の通知を送付します。
4 助成金交付決定 令和5年7月下旬頃	請求の手続きを行った団体から、順次、助成金を指定の口座に振込みます。
5 助成金支払 令和5年7月下旬から8月上旬	事業内容や収支が計画に沿ったものであるか等を審査します。 <u>また、余剰金が発生した場合は、令和6年5月中旬頃までに返金の手続きが必要となります。</u>
6 事業報告書提出 <u>令和6年4月19日（金）</u> 必着	【提出書類】 ①助成金に係る事業実績報告書【様式第4号】 ②実施報告書【様式第4—2号】 ③収支報告書【様式第4—3号】 ④領収書の写し
7 次年度申請受付（予定） 令和6年5月頃	次年度の応募要項を確認してください。

※申請時、書類に不備がある場合は受付できませんのでご留意ください。

※不明な点がある場合は、事務局へお問合せください。